

各国における緊急事態(非常事態)規定

国	憲法上の規定	対応する事態	宣言	地域・期限	議会等の関与
フランス (第五共和国憲法) 1958年	大統領の非常措置権(憲法16条)	共和国の制度、国の独立、その領土の一体性あるいは国際協約の履行が重大かつ直接に脅かされ、かつ憲法上の公権力の正常な運営が阻害される場合	大統領は、教書により必要とされる措置を国民に通告する。		非常権限が30日間行使された後は、国民議会議長(上院)議長、60名を議員又は60名の元議員は、憲法に規定された条件が充足しているかを審査するために憲法訴え出ることができる。
	合囲状態(戒厳)(憲法38条)	外国との戦争、または武装反乱にもとづく、緊迫した危険の場合	閣議において宣言発令する。	宣言に定めた期間	12日を超えて合囲状態が延長される場合は議会の要する。
	緊急状態法(法律)1955年	本土又は海外諸島の全部又は一部において、公の秩序に対する重大な脅威を生ぜしめる緊迫した危険がある場合 その種類及び重大性によって、公の災害の性格を現出する事件の場合	大臣会議におけるデクレ(政令)によって宣言される。	デクレにより緊急事態が実施される範囲である地域が決定され、この地域の限界内で、緊急状態が適用される地帯がデクレにより定められる。	12日以上にわたる緊急状態の延長は、法律のみによって認められる。
ドイツ連邦共和国 (基本法) 1949年	自然災害及び特に重大な災害事故(基本法35条)	「特に重大な災害事故」は、人為的作用又は技術的な欠陥に起因して生じた事故を意味し、テロなど故意に引き起こされた事故を含む。	連邦政府又は州(ラント)政府の判断に基づく		連邦政府の措置は、連邦議会の要請がある限り止められる。
	連邦もしくは州の存立又は自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険(基本法91条)	国民・領土・国家権力に重大な影響が及ぶ事態、州の分離の動き、国家権力の機能に危害が加えられる場合	連邦政府又は州政府の判断に基づく		連邦政府の行った措置が連邦議会の要請がなされた場合には取り止められた、連邦政府が軍隊を動かした場合には、連邦または連邦参議院の要請があった場合、取り止められる。
	防衛事態(基本法115a~1条)	連邦の領域が武力によって攻撃される場合又はそのような攻撃が直前に差し迫っている場合	連邦参議院の同意を得た上で、連邦議会が連邦政府の発議に基づき、その法定代議員数の過半数かつ投票の3分の2以上の多数をもって確定し、大統領が公布する。		即時の行動が必要となることがある場合、かつ連邦議会が召集できない場合又は召集が不可能な場合には、委員会(連邦議會議員1名、連邦参議院議員1名によって構成される)の議決による。過半数かつ投票の3分の2以上の多数をもって確定することができる。

宣言の解除・終了	主な措置	司法統制	その他
	<p>大統領は、首相、両院議長、憲法院に諮問した後、事態によって必要とされる措置をとることができる(必要性の原則と比例性原則が適用される)。</p> <p>大統領は、憲法を一時停止することは可能だが、憲法の全部または一部を改正できない。</p>	<p>大統領の16条の発動は統治行為とされ、コンセイユ・デタ(政府の諮問機関であり、行政訴訟の最高裁)の裁判権に服さない。具体的な緊急措置に関する司法的統制に関しては、学説が分かれている。</p>	<p>緊急権の行使期間中、国民議會を解散できない。</p>
<p>期間の経過により自動的に失効する。</p>	<p>①警察権力は一般行政当局から軍当局に移される。</p> <p>②警察権の拡大(昼夜の別のない市民の住居の搜索、無秩序を引き起こすと考えられる出版・集会の禁止)</p> <p>③秩序、公共の安寧、憲法及び国家の安全に対する犯罪についての軍法会議の権限の拡大</p>	<p>合囲状態の宣言は、統治行為とされ、司法審査ができないが、合意状態において執行される個々の措置はすべて司法審査に服する。</p>	<p>現行憲法下で発動されたことはない。</p>
<p>12日以上にわたる緊急状態の延長を認める法律は、その確定的な継続期間が明示される。</p>	<p>知事は、①命令によって定めた場所及び時間内における人及び車両の通行禁止、②人の滞在が規制される保護地帯、安全地帯の設定、③公権力の行為を妨げようとする者に対する滞在の禁止ができる。</p> <p>内務大臣は、居住者の居所の指定、興行場、酒類の販売店、集会場の閉鎖を命じ、一定の集会を禁止できる。</p> <p>また、宣言のデクレ又は緊急状態を延長する法律は、明治の規定をもって例外的な権限(昼夜の別なく家宅搜索並びに新聞、出版、放送映画の上映の規制)を付与でき、一部重罪の軍事法廷への移管がデクレによりできる。</p>	<p>滞在の禁止、居所の指定によってとられた処分の対象となった者は、この処分の取り消しを請求でき、権限踰越の訴えを管轄行政裁判所になし、さらに、コンセイユ・デタに控訴を行うことができる。</p>	
	<p>州は他の州の警察力並びに他の行政官庁、連邦国境警備隊及び軍隊の力(人員)及び施設(物的手段)を要請できる。</p> <p>連邦政府は、危険が1州の領域を超える場合には、他の州の警察力を使用するよう指示し、警察を支援するために連邦国境警備隊及び軍隊を投入することができる。</p> <p>移転の自由について、基本法で制限ができると規定している。</p>		
	<p>州は、他の州の警察力並びに他の行政官庁、連邦国境警備隊及び軍隊の力(人員)及び施設(物的手段)を要請できる。</p> <p>連邦政府は、州が危険に対処することができない場合には、他の州の警察力を使用するよう指示し、警察を支援するために連邦国境警備隊及び軍隊を投入することができる。</p> <p>連邦政府は、警察力及び連邦国境警備隊のみで対処できない場合、民間物件保護、武装反乱者鎮圧のため、軍隊を出動させることができる。</p> <p>移転の自由と通信の秘密について、基本法で制限できると規定している。</p>		<p>緊急時においても、議會、裁判所は基本的にその機能を停止することなく、常に行政を議會、裁判所のコントロール下に置いている。</p> <p>基本法115g条は、防衛事態であっても連邦憲法裁判所の機能には、原則として何ら変更が及ばないことを定めており、連邦憲法裁判所には、連邦政府のみならず、連邦議會(場合によっては合同委員会)の立法が、基本法の規定するところと反するところがないかどうかコントロールする役割が期待されている。</p>
<p>連邦議會は、連邦參議院の同意を得て、過半数の議決により、防衛事態を終了させることができる。</p> <p>防衛事態は、その確定要件が存在しなくなった場合には、遅滞なくその終了を宣言しなければならない。</p>	<p>移転の自由、住居の不可侵、財産権、人身の自由については、基本法が明文で制限を定めている。明文の定めのない人権についても制限が可能と解されている。但し、労働条件及び経済条件を維持し、促進するための労働争議(ストライキ)については制限措置をとることができない。</p> <p>軍指揮権が連邦国防大臣から連邦首相に移行し、軍隊には防衛の任務を遂行するに必要な限りにおいて、民間の物件を保護し、交通規制を行う権限が与えられる。</p>	<p>連邦憲法裁判所及びその裁判官の憲法上の地位、任務の遂行を侵害することはできない。</p>	